

森林整備加速化・林業飛躍事業  
実施基準  
(森林境界の明確化)

# 森林整備加速化・林業飛躍事業(森林境界の明確化)実施基準

「森林境界の明確化(以下「事業」という。)」の実施については、徳島県補助金交付規則(昭和58年規則第53号)及び徳島県林業関係事業補助金交付要綱(昭和59年3月31日付け林政第214号。以下「要綱」という。)並びに、森林整備加速化・林業飛躍事業実施要領(平成21年6月1日付け林振第494号。以下「要領」という。)に定めるほか、この実施基準及び山村境界基本調査作業基準規定準則(平成23年1月19日国土交通省令第5号。以下「準則」という)に定めるところによる。

## 1 事業の目的

所有者や境界が不明であるために間伐実施の前提条件が整わない森林における「境界の明確化」を支援し、これまで間伐が進まなかった森林における間伐の推進又は路網整備の実施に向けた事前調査に資することを目的とする。

## 2 事業実施主体

事業実施主体は、地域協議会及び県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林整備法人、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業体、その他都道府県知事が認めるものとする。

## 3 対象森林等

### (1) 対象とする森林等

- ① 事業の対象とする森林は、森林法第5条で規定する地域森林計画の対象とする森林であって、別表1の要件に適合する森林とする。
- ② 前号に掲げる森林であっても、別表2に掲げる森林は対象としない。

### (2) 森林施業計画の認定を受けている森林の取扱い

森林施業計画が作成されている森林については、基本的に境界は既知のものとして扱われるものだが、次のいずれかに該当する場合は事業の対象とする。

- ① 現在の計画がいわゆるブドウの房状に分散した計画となっていて、計画未作成森林と一体的に実施しようとする場合
- ② 森林整備地域活動支援交付金の対象地域であるものの施業実施区域の明確化作業等を実施しておらず、杭の確認ができないなど改めて境界の明確化が必要と判断される場合

## 4 事業内容

- (1) 森林境界の明確化
- (2) 基準点測量

## 5 事業の実施

事業実施のうち、準則に準じる以外の、事業実施については、次のとおりとする。

## (1) 実施計画書の作成

- ① 事業を実施しようとする者(以下「事業実施者」という。)は、資源、路網の整備状況等を勘案し、事業実施区域を設定する。設定にあたっては、所管する市町村の林務担当部局及び地積調査担当部局と連携し、森林境界明確化活動が効果的に実施されるとともに、森林地域における地積調査等が円滑に実施されるよう、これらの実施予定箇所や実施時期等について事前に調整を図るものとする。
- ② 実施規模に上限・下限は設けないが、事業実施後の施業を効率的に進める観点から、おおむね森林簿で定める小班群を基本単位とするよう留意すること。
- ③ 事業実施者は、実施計画書(様式第1号)を作成し、市町村長に提出する。
- ④ 前号の提出を受けた市町村長は、その内容を検討し、適当と認めたときは、様式第2号に取りまとめ所管の東部農林水産局長又は総合県民局長(以下「東部農林水産局長等」という。)に提出するものとする。ただし、森林整備法人が事業実施者となる場合は東部農林水産局長等を経由して知事に提出するものとする。
- ⑤ 市町村が事業実施者となる場合は、市町村長が実施計画書を作成し、様式第2号により東部農林水産局長等に提出するものとする。

## (2) 実施計画の承認

提出を受けた東部農林水産局長等は、当該実施計画書の内容を検討し、適当と認めるときは、事業実施者に対し内示を行うとともに、市町村長に通知する。

## 6 事業の内容

事業実施者は、実施計画書及び次の工程により事業を実施するものとする。

### [作業工程]

事前調査	<b>計画・準備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>既存情報の収集及び整理</li><li>土地所有者等への周知及び連絡調整</li></ul>
	<b>現地調査</b> <ul style="list-style-type: none"><li>所有者の立会及び地元精通者による境界の確認</li><li>杭の設置及び位置情報の取得</li></ul>
成果の整理	<b>点検・復元</b> <ul style="list-style-type: none"><li>取得した座標情報の結線、杭番号等と調査野帳との照合</li><li>地形条件等で情報取得が困難と判断された境界の復元</li></ul>
	<b>成果取りまとめ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>画地情報及び各種帳票の作成</li></ul>
完了報告	<b>間伐等実施計画の作成</b> <ul style="list-style-type: none"><li>間伐等施業実施計画の策定</li></ul>
	<b>完了報告</b> <ul style="list-style-type: none"><li>実績報告書の作成及び提出</li></ul>

## (1) 事前調査

### 1) 既存情報の収集及び整理

土地登記情報、公図の写し等実施に必要な情報を収集し、次により整理する。

#### ① 土地所有情報の整理

事業実施区域内の全筆についての土地所有情報を記入した調査対象森林一覧(様式第3号)を作成する。

#### ② 画地<sup>\*1</sup>情報の整理

縮尺5,000分の1の森林基本図に、おおよそ地番界及び所有者氏名を記入した調査図素図を作成する。

分筆登記等により地籍測量図が備え付けられている場合は、その写しをとり確認する。

### 2) 土地所有者等への周知及び調整

① 前項の成果をもとに、調査を行う土地の所有者又は占有者<sup>\*2</sup>(以下「所有者等」)及び関係機関に対し、説明会を開催するなど周知を図るとともに、現地調査にあたっての調整を行う。

② 次により、同意書又は委任状(様式第4-1号, 4-2号)を収集する。

- ・所有者等ごとに所在地番を取りまとめて作成する。
- ・作成範囲は、事業区域の全筆とし、隣接する事業対象外土地の所有者等についても併せて作成する。

③ 事業実施区域内に、いわゆる青線または赤線<sup>\*3</sup>が存する場合は、市町村の意向を踏まえながら作成する。

④ 収集結果について、調査対象森林一覧に反映させる。

### 3) 調査野帳の作成

毎筆ごとに、森林境界調査票(様式第5号)を作成する。

## (2) 現地調査

事業実施者は、現地調査を行う毎筆の土地について、調査野帳、調査図素図等をもとに、概ねの土地の配列に従い、その所有者、地番及び概ねの境界について調査を行う。

### 1) 境界の確認

原則として民界を対象として、境界の交点又は折れ点(以下「調査点」という。)の調査を実施する。

① 事業実施区域内の所有者等に通知を行い、立会確認の協力を求める。

② 調査は、既存の資料、所有者等による確認に加え、境界に係る現地精通者<sup>\*4</sup>の案内を求め、その意見等を踏まえながら行う。

③ 調査は、所有界について行う。

---

\*1 一筆の森林として区画された土地をいう。

\*2 土地所有者以外の者であって、所有者から委任を受けて森林の管理及び施業を行っている者をいう。

\*3 土地の登記関連の言葉で、公図において青または赤の線で表示されている地番のない水路や里道(法定外公共物)をいう。地方分権一括法の施行により、市町村に移管されている。

\*4 土地所有者以外の者であって、地域森林の実情に精通している者(いわゆる「世話人」と称される者)をいう。

- ④ 隣接する筆が同一所有者の場合は、同一所有者内の筆界確認は省略することができる。

## 2) 杭の設置

調査点には、別表3による調査杭を設置するとともに、必要に応じて看板(見出し標)を設置する。

- ① 調査杭の設置を拒否した所有者等に係る土地については、調査杭の設置を省略することができる。この場合、その経緯等を記録する。
- ② 調査杭を設置した場合は、基準となる杭からの距離等復元に必要となる内容を記録する。

## 3) 位置情報の取得

調査点の位置情報をDGPS法<sup>\*1</sup>により取得する。取得にあたっての基準等は別表4による。

## 4) 記 録

- ① 調査の結果は、森林境界調査票に取りまとめる。
- ② 森林境界調査票に、調査に立会した所有者等及び現地精通者の署名を求める。
- ③ 調査杭の設置を省略した場合にあっては、その経緯を記録する。
- ④ 次により写真撮影を行う。
- ・道路、見出し標設置箇所などにおいて、見出し標、杭の設置状況を撮影する。
  - ・間伐等施業実施にあたっての参考となる森林の状況を撮影する。
  - ・その他、後日の確認にあたって参考となる状況について撮影する。
- ⑤ 登記簿に掲載されている地番が現地で確認できない不明土地等について、その理由等を記録する。

## 5) 点 検

- ① 調査結果に基づき、図化と結線が正しく行われていることを確認する。
- ② 確認にあたっては、森林基本図等を背景とし、調査結果が現地と一致することを照合し、確認を行う。
- ③ 確認の結果、不備が発見された場合には、再調査などの措置を行わなければならない。

## (3) 成果の整理

現地調査の成果をもとに、次により取りまとめる。

### 1) 帳 票

調査対象森林一覧のうち、境界の明確化が完了した土地を森林境界明確化土地一覧(様式第6号)に取りまとめる。

### 2) 図 面

次により取りまとめる。

#### ① 位置図

---

\*1 位置座標が正確に判明している地点(基準局)で、GPSを受信して得られた位置座標と正確な位置座標を差し引き計算することで得られた誤差を補正值(ディファレンシャル)として使用し、精度を高める測定法をいう。

- ・縮尺25,000分の1の地形図等に、調査した区域の形状を記載する。(地番、地目等の記載は要しない。)
- ・事業対象区域と対象外区域が明確となるよう着色する。

## ② 森林境界保全図

- ・縮尺5,000分の1の森林基本図に、境界が明確化された土地、画地を形成する杭種、杭番号及び地番を記載する。
- ・必要に応じて、森林基本図を引き伸ばした上で明細図を作成する。
- ・隣接する筆が同一所有者の場合であって筆界確認を省略した場合は、代表地番のみを記載する。
- ・事業対象外地(薄い灰色等)と不明土地(薄い黄色等)に着色する。

## (4) 間伐等実施計画の策定

- ① 森林境界明確化土地一覧に、間伐等施業の実施計画を記入する。
- ② 森林境界保全図に、施業計画年度を着色した施業実施計画図を作成する。

## 7 補助対象経費

事業の対象となる経費は、事業実施のために追加的に必要な経費のうち、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料とする。

また、経費の範囲等については、別表5のとおりとする。

## 8 補助金額

- ① 補助金額は、事業完了面積に補助単価を乗じて得た額とする。なお、補助単価は、事業完了面積1ヘクタール当たり78,000円を上限とし、事業完了面積の算定方法は別表6による。ただし、4(1)の事業のみの場合は、1ヘクタール当たり45,000円を上限とする。
- ② 補助金額は、交付決定額を上限とする。

## 9 補助金交付申請書及び実績報告書に添付する書類等

要綱で定めるもののほか、次の書類等を添付するものとする。

### (1) 補助金交付申請書

- 1) 事業の内容及び経費の配分(様式第7号)
- 2) 実施計画書
- 3) 図面

#### ① 位置図

### (2) 実績報告書

- 1) 事業成績
- 2) 実施報告書
- 3) 帳票

#### ① 調査対象森林一覧

#### ② 森林境界明確化土地一覧

#### 4) 図 面

- ① 位置図
- ② 森林境界保全図

#### 5) 写 真

- ① 道路、見出し標等の設置状況がわかるもの
- ② 森林の状況がわかるもの

#### 6) その他

- ① 明確化された土地のポリゴン情報
- ② 測量野帳(森林境界調査票及びデータ)

### 10 事業実施後の措置

- ① 事業実施者は、事業の実施結果を間伐等促進計画に反映させるとともに、計画的な間伐を進めるものとする。
- ② 知事は、森林計画図や森林GIS等への反映に資する。

### 11 「基準点測量」については、次のとおりとする。

#### (1) 業務内容

業務を実施する場合は準則に基づく山村境界基本三角測量とする。

#### (2) 検定

- ① 事業実施主体は、第三者機関<sup>\*1</sup>による基準点の成果検定を受けるものとする。
- ② 検定後、成果品をもって国土調査事業等に使用するものとする。

#### (3) 事業実施後の追加措置

- ① 事業実施者は、事業の実施結果を所管する市町村の林務担当部局及び地積調査担当部局に提供するとともに、国土調査事業等の推進に努めるものとする。
- ② 市町村の林務担当部局及び地積調査担当部局は、森林の境界保全に努めるものとする。

---

\*1 成果品について、技術的能力を有し、かつ組織として体制が確立された機関として国土地理院に登録されている検定機関のうち以下の基準を満たす機関をいう。

- (1) 測量成果の検定機関として、公平性を確保できる機関であること。
- (2) 準則等を満たす測量成果検定要領を備えていること。

別表1

対象となる森林	<p>ア 人工林のうち、境界が不明であることに起因して間伐が進んでいない森林。</p> <p>イ アに掲げる森林と一体的に明確化を図ることが効率的であると判断できる森林。</p>
---------	---

別表2

対象と ならない 森林	<p>ア 国、都道府県又は市町村が所有する森林。</p> <p>イ 独立行政法人森林総合研究所又は公益社団法人徳島森林づくり推進機構が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林。</p> <p>ウ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの)以外の会社が所有している森林。</p> <p>エ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林。</p> <p>オ 他の事業<sup>*1</sup>により森林の境界明確化が既に実施された森林。</p>
-------------------	--

別表3

区分	設置箇所	規格
確定杭	<p>ア 所有者等及び現地精通者の立会の下、隣接所有者の同意を受け、境界として確認されるとともに、DGPSによる座標データが取得できた地点。</p> <p>イ DGPSによる座標データは取得できなかったものの、境界として確認された地点。</p> <p>ウ 隣接所有者が不明等から同意が得られないものの境界と推測される地点。</p>	<p>3×3cm以上、長さ30cm以上(地上部8cm以上)のプラスチック製とし、杭色は原則として白色、先端部は別色とする。</p> <p>杭の側面に測点番号等を記入するとともに、三者境及び道路沿いにおいては、地番、所有者等名を記入した見出し標を掲示する。</p>
調査杭	<p>ア 地形的な条件等により杭の設置及び測量が困難と判断される場合に、図上から計算点として座標を算出し概ねの境界を作成するために設置する地点。</p> <p>イ デジタル方位距離計等による測量において、測点間に遮へい物が存在する場合に仮に設置する地点。</p>	<p>確定杭と明確に区別できるものとする。</p>

\*1 国土調査(地籍調査)、山村境界保全事業(国土交通省委託事業)、森林整備体制強化促進事業(林野庁補助事業)、など境界明確化を目的として実施された事業をいう。

別表4

<p><b>DGPS法による測量</b></p>	<p>ア 使用するGPS受信機は、後処理によるディファレンシャル補正により、半径1m以内の精度での測定が可能なるものであること。(水平RMS精度として、取得回数(エポック数)3以上、取得衛星数6以上、衛星配置の良否を示すPDO P6以下を保っていることが望ましい。)</p> <p>現地測量時、「取得回数」及び「PDOP」を調査野帳に記録する。測量機器等により電子データとして記録できる場合は省くことができる。</p> <p>イ ディファレンシャル補正に使用する情報は、①電子基準点のデータ配信システム、②海上保安庁が提供するビーコンシステム、又は③その他ディファレンシャル補正情報を放送する衛星システムによる。</p> <p>ウ 取得にあたっては、結線を容易にするため、次により後視測点及び前視測点の杭番号を管理する。</p>
<p><b>その他の測量</b></p>	<p>ア 地形的な条件によりGPS受信機の品質が維持できない場合は、GPS受信機で測量した座標を起点としてデジタル方位距離計等による測量を行うことができる。その場合、必ず磁気偏角を補正し、真北補正を行うこと。</p> <p>イ 調査箇所近くに公共測量等の座標がある場合は、デジタル方位距離計等による測量を行うことができる。この場合、起点とする公共測量等の座標は、杭の半径30m以内のものを用いるのが望ましい。</p> <p>ウ 過去に境界明確化を実施した地域と隣接する場合は、既に設置してある杭を利用し測量を行うことができる。</p> <p>エ 地形的な条件により杭の設置及び測量が困難と判断される場合は、図上から計算点として座標を算出し概ねの境界を作成するために復元基準杭を設置し測量を行うこと。</p> <p>オ デジタル方位距離計等を用いた測量で、地形的及び遮へい物等の条件により直線的な測量が困難と判断される場合は、仮杭を設置し補助測量を行うこと。</p>

別表5

<b>経費の範囲</b>	<p>ア 森林所有者等の特定のために行う登記簿の閲覧等に要する経費</p> <p>イ 地域での説明会開催時に配布する、おおよその既知境界・不明境界の範囲を示した図面の作成、作業行程の作成・同意の取り付けなどに要する経費</p> <p>ウ 境界精通者の立会に係る謝金</p> <p>エ GPS機材等のレンタルに要する経費</p> <p>オ 杭の購入及び設置等に要する経費</p> <p>カ 測量結果等現地調査の整理や間伐の実施に向けた今後の予定の取りまとめ等に要する経費</p> <p>キ 事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等事業の一部分を他の団体等に委託するために必要な経費</p>
--------------	--

<b>経費の算定方法</b>	<b>技術者給</b>	<p>事業を実施する実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額とする。</p> <p>日当たり単価の算定にあたっては、「平成22年9月27日22経第960号補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化」に基づき従事者に係る基本給、諸手当(超過勤務手当は除く)、賞与及び法定福利費を合わせた額を就業規則で定められた年間就労日数で除した額とする。(退職給与引当に要する経費は含まない。)</p>
	<b>賃金</b>	事業を実施するために雇用した者の対価とし、単価については業務の内容に応じて常識の範囲を超えない額とする。
	<b>謝金</b>	資料の収集・整理、専門的知識の提供、現地調査にあたっての立会(所有者本人は除く)等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とし、単価については業務の内容に応じて常識の範囲を超えない額とする。
	<b>旅費</b>	資料の収集、各種調査、打合せ、森林所有者等への働きかけに必要な経費とする。
	<b>需用費</b>	<p>次の経費とする。</p> <p>ア 消耗品費</p> <p>イ 会議費(会議の開催時に出席者に提供する茶菓飲料類の調達に必要な経費)</p> <p>ウ 印刷製本費</p>
	<b>役務費</b>	通信運搬費、広告料、原稿料等とする。
	<b>委託費</b>	事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の民間団体に委託するために必要な経費とする。
	<b>使用料及び賃借料</b>	器具機械、会場、車両等の借り上げや物品等の使用に必要な経費とする。

別表6

<p><b>事業完了面積の算定方法</b></p> <p>「森林境界の明確化」</p>	<p>事業完了面積は、事業対象となる森林の中で、当該年度に森林境界の明確化が図られた以下の条件を満たす森林面積の合計とする。</p> <p>ア 一筆地に対し、それに隣接するすべての所有者等または所有者から委任された代理人(地元精通者、事業実施者)が立会確認を行うことにより境界線が明確にされていること。</p> <p>イ 境界線には、その変化点に杭が設置され、GPS等を利用した簡易な測量により座標値が与えられているとともに、一筆地の面積が算出されていること。</p> <p>ウ 所定の成果品(帳票及び図面)が作成されていること。</p> <p>なお、立会確認が所有者のどちらか一方しかできなかった場合など、外周の一部において境界の確定に至らなかった場合でも、間伐等の計画・実施が可能な境界線を明確にできた場合は、その所有者の森林は対象として差し支えない。</p>
<p>「基準点測量」</p>	<p>上記算定方法に加え、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 第三者機関による基準点の成果検定を受けていること。</p> <p>イ 準則に基づき測量が実施され、測量結果を所管する市町村の林務担当 部局及び地積調査担当部局に提供されていること。</p> <p>ウ 境界線の杭の座標値が基準点と連動していること。</p> <p>エ 調査図及び調査簿が作成されていること。</p>

(様式第1号)

森林境界の明確化実施計画書 (実施報告書)

事業主体名: \_\_\_\_\_

1 事業実施区域の概要

(1) 区域の名称等

地区 ( 市(町村)大字 )

(2) 所有形態別森林面積

事業対象森林 (ha)					事業対象外森林 (ha)				合計 (ha)
個人有林	会社有林	共有林	その他	小計	公有林	分収林	その他	小計	

(3) 事業対象森林の所有形態別・林種別面積及び所有者数

種別	個人有林		会社有林		共有林		その他		合計	
	面積 (ha)	所有者数	面積 (ha)	所有者数	面積 (ha)	所有者数	面積 (ha)	所有者数	面積 (ha)	所有者数
人工林										
天然林										
その他										
合計										

(4) 事業対象人工林の齢級構成

樹種	齢級構成 (ha)											合計 (ha)		
	Ⅱ以下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅷ	Ⅸ	X	XⅠ		XⅡ	XⅢ以上
スギ														
ヒノキ														
マツ類														
その他														
合計														

2 事業費

事業実施面積 (ha)	1 haあたりの補助単価 (円)	補助金額 (円)

3 事業経費

(1) 収入

区分	予算(決算)額(円)			
	補助金額	その他補助金	負担金	計
「森林境界の明確化」活動				
計				

(2) 支出

区分	予算(決算)額(円)	経費の積算内訳
(1) 境界明確化に向けた事前調査		
(2) 境界明確化現地調査		
(3) 間伐等の実施に向けた成果の整理		
計		

4 その他

- ① 計画書には、縮尺25,000分の1の地形図等に計画している区域の形状を記載した位置図を添付すること。
- ② 面積は、小数点以下第2位まで記載すること。

(様式第2号)

番 号  
平成 年 月 日

東部農林水産局長等 殿

市 町 村 長

**平成 年度森林整備加速化・林業飛躍事業（森林境界の明確化）  
実施計画書の提出について**

森林整備加速化・林業飛躍事業（森林境界の明確化）実施計画書を作成したので、提出します。

1 事業計画

注) 実施計画書及び位置図を添付すること。

(様式第3号)

**調査対象森林一覧**

土地の所在				所有者		占有者		森林簿 掲載の 有無	備考
字	地番	地目	地積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所		

- 注) 1 事業実施区域内の全筆について、土地登記情報をもとに作成すること。  
2 占有者については、収集した同意書または委任状をもとに記入すること。  
3 共有林の場合、「備考」欄にその旨を記入すること。

(様式第4-1号)

## 同意書

### 同 意 書

私は、平成 年度に実施する森林境界の明確化にあたって、別紙所有森林の現地立会確認に協力することに同意します。

また、本事業の成果を森林計画図等に反映させることについても併せて同意します。

平成 年 月 日

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

- 注) 1 調査にあたって現地立会を第三者に委任する場合は、日頃から管理を委任している者(占有者)、現地精通者又は事業実施者を代理人として委任状を作成する。  
2 代理人、占有者のうち該当しないほうを二重線により抹消すること。  
3 別紙「所有森林一覧」を添付の上、確認を得ること。

(様式第4-2号)

### 委 任 状

私(委任者)は、平成 年度に実施する森林境界の明確化にあたって、別紙所有森林の所有界立会確認を次の代理人(又は占有者)に委任いたします。

(委任者)

住所： \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

(代理人(又は占有者))

平成 年 月 日

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

- 注) 1 調査にあたって現地立会を第三者に委任する場合は、日頃から管理を委任している者(占有者)、現地精通者又は事業実施者を代理人として委任状を作成する。  
2 代理人、占有者のうち該当しないほうを二重線により抹消すること。  
3 別紙「所有森林一覧」を添付の上、確認を得ること。

(様式第4号の別紙)

### 所有森林一覧

所有者	住所			
	氏名			
土地の所在				
字	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考

- 注)1 事業実施区域内の全筆について、土地登記情報をもとに作成すること。  
2 共有林の場合、「備考」欄にその旨を記入すること。

(様式第5号)

### 森林境界調査票

#### 1 調査の概要

所在	大字		字	番地	
地目				地積	m <sup>2</sup>
所有者	氏名			住所	
占有者	氏名			住所	
調査日	平成 年 月 日			調査者氏名	
立会人名	所有者等			案内人氏名	
	隣接地番所有者等				

#### 2 調査の結果

森林現況	樹種			林齢		地積	m <sup>2</sup>		
測点	GPSによる場合			デジタルコンパス等による場合			杭の種類	確認区分	備考
	X座標	Y座標	標高	方位角	高低角	斜距離			

- 注)1 調査を実施した箇所ごとに作成すること。  
2 同一所有者内の筆界確認を省略した場合は、代表地番を記入することとし、その他の地番をかつ書きで記入すること。  
2 「占有者」欄は、所有者と同一の場合は記入を要しない。  
3 「確認区分」欄は、所有者本人、現地精通者など、立会者の情報を記入すること。  
4 「備考」欄には、地形、境界、隣接地の状況など、後日、施業等実施の参考となる情報を記入すること。

(様式第6号)

森林境界明確化土地一覧

土地の所在			大字 (事業実施地区名)										備考		
調査前				調査結果				間伐等 実施計画							
字名	地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	所有者		占有者		面積 (ha)	林種	樹種	林齡	現地調査 年月日		年度	施業種
				住所	氏名	住所	氏名								

注)1 「面積」は、小数第二位まで記入すること。

2 「備考」欄は、現地の特定ができなかったなどの場合、次の区分により記入すること。

- ①登記簿に記載されているが土地が現地に存在しない場合は「不明土地」
- ②登記簿に記載されていない土地が存在している場合は「未登記」
- ③登記簿に記載されている所有者が不明な場合は「所有者不明」
- ④①から③に該当しないものの特定できなかった場合は「その他」

(様式第7号)

事業 実施 主体	事業区域			単 価	事業費	財 源 内 訳			工 期	
	名称	区域 面積	うち対 象森林			補助 金	市町 村費	その 他	着工 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日
		ha	ha	円	円	円	円	円		
計										

2 事業完了予定 (または完了) 年月日

年 月 日

3 添付書類

実施計画 (報告) 書

平成 年度境界明確化に関する基準点設置業務

仕様書

徳島県

(適用)

第1条 本仕様書は、「平成 年度境界明確化に関する基準点設置業務」(以下「本業務」という。)に適用し、本業務における主要事項を定めるものとする。

(目的)

第 条 本業務は、「境界明確化」において設置する基準点を、将来実施される地籍調査に活用して、地籍調査事業の促進に資することを目的とする。

(協議)

第 条 本業務の実施にあたり疑義を生じた場合には、〇〇町監督職員(以下「監督者」という。)と協議するものとする。

(業務概要)

第 条 本業務の概要は、以下のとおりとする。  
境界明確化における調査点の位置情報を取得するために必要な基準点(2級基準点相当)を設置するための基準点測量を実施する。

(実施地区等)

第 条 本業務の実施地区及び事業量等は、以下のとおりとする。

- 一 調査区域 〇〇町大字〇〇字〇〇地内
- 二 事業量 〇〇km<sup>2</sup> 〇〇点

(準拠する法令等)

第 条 本業務の実施にあたっては、この仕様書に従うほか、下記の関係諸法規、規程及び条例等を遵守するものとする。

- 一 国土調査法 (昭和26年法律第180号)
- 二 国土調査法施行令 (昭和27年制令第59号)
- 三 測量法 (昭和24年法律第188号)
- 四 測量法施行令 (昭和24年政令第322号)
- 五 国土交通省公共測量作業規程の準則(昭和26年8月25日 建設省告示 第800号)
- 六 地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号)
- 七 地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知)
- 八 その他の関係法令等

(遵守事項)

第 条 業務の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 本業務における成果品については、国土地理院に登録されている測量成果の検定機関による、基準点の成果検定を受けるものとする。
- 二 業務に使用するすべての器械・器材・物品等は、自社保有又はリース、レンタルとし、精度の保持に適したものとする。測量器械は、国土地理院に登録されている測量機器の検定機関による検定を受け、正常に作動することを確認するものとする。
- 三 監督者の指示があった場合は、当該業務の状況を報告し、途中成果を提出すること。

(技術者の配置)

第 条 受注者は、本業務における技術者として、常時勤務する者で次の者を配置しなければならない。なお、「基準点測量」とは、国土調査に伴う基準点測量又は公共測量作業に伴う基準点測量をいう。

- 一 主任技術者  
契約の履行に関し、作業全般の技術上の管理、作業現場の運営、取締りを行うほか、本業務中における監督者との連絡を行うものとし、「地籍調査」、「森林境界に関する調査・測量」、又は「基準点測量」に関し、通算8年以上の実務経験を有する者とする。  
受注者は、業務着手前に主任技術者選任届を監督者に提出するものとする。
- 二 作業班長

作業現場における技術上の責任者であり、作業が適切に遂行されるように作業現場を管理及び監督するものとし、「地籍調査」、「森林境界に関する調査・測量」、又は「基準点測量」に関し、通算3年以上の実務経験を有する者とする。

三 その他技術者

「地籍調査」、「森林境界に関する調査・測量」、又は「基準点測量」に関し、通算1年以上の実務経験を有する者を1名以上含むものとする。

(業務計画書の作成)

第 条 契約締結後、別添の作業工程表に基づき速やかに業務計画を作成し、監督者に提出しなければならない。業務計画書の重要な内容を変更する場合も同様とする。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- 一 業務場所
- 二 業務内容及び作業方法
- 三 業務工程
- 四 業務組織計画
- 五 成果物の内容及び部数
- 六 連絡体制(緊急時を含む)
- 七 使用器械の点検及びプログラム検定(検定証明書)
- 八 その他

3 監督職員が指示した事項については、更に詳細な作業計画に係る資料を提出しなければならない。

(打ち合わせ)

第 条 本業務を円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、監督者及び〇〇町担当職員と十分に打ち合わせをおこなうものとし、受注者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、監督者の承諾を得るものとする。打合せは初回、中間、完了時の3回実施する。

なお、初回時には主任技術者、作業班長が立ち会うものとし、公的証明等により本人確認ができるよう対応するものとする。

(関係官公署との連絡調整等)

第 条 受注者は、本業務の実施に当たっては、国及び地方公共団体等の関係官公署との連絡調整を行うものとする。

2 本業務等を実施するため、関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。

- 主任技術者は、関係官公署等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督者に報告し協議しなければならない。

(地元関係者等への説明)

- 第 条 地元関係者等に対する業務実施に係わる説明は、監督者の指示により行うものとする。なお、地元関係者等への説明に当たっては、〇〇町担当職員の協力を得て行うものとする。

(土地への立入り等)

- 第 条 受注者は、屋外で行う調査業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、事前に当該土地の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。
- 受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、当該土地所有者又は管理者の許可を得るものとする。
  - 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、〇〇町が発行する身分証明書及び土地立入証を常に携帯しなければならない。

(測量法の諸手続き)

- 第 条 本作業の実施に際し、既存の基準点を使用する場合には、測量法第26条(測量標の使用)及び第30条第1項(測量成果の使用)の手続きに必要な資料を提出するものとする。

(基準点測量(2級基準点測量相当))

- 第 条 本作業は、次の各項に定める内容を考慮の上実施するものとし、平均図については監督者の承認を得るものとする。
- 山村境界基本三角点は、後続の測量及び地籍調査を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定し、1km<sup>2</sup>当たり3点以上配置するものとする。3 使用する器械のプログラムについては、監督者の承認を得なければならない。
  - 基準点の設置位置を、民有地にやむなく設置する場合は、監督者と協議するものとする。
  - 観測・計算の方法等は、公共作業規程に基づき実施するものとする。ただし、標識については、地籍調査作業規程準則及び同運用基準により行うものとする。

(成果検定及び検査)

- 第 条 全工程について作業が完了した後、受注者は成果検定及び監督者による検査

を受けるものとし、検査に必要な書類、資料等を準備し、監督者に提供しなければならない。なお、監督者が修正の必要があると指摘した場合には、受注者は監督者の指示に従い修正を行うものとする。

(成果品の提出)

- 第 条 本業務が完了したときには、受注者は成果品を業務完了報告書とともに発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は監督者の指示があった場合には、履行期間途中においても成果品の部分引き渡しを行わなければならない。

(成果品)

第 条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- 一 基準点選点手簿、平均図、観測計算諸簿、  
網図、成果簿、精度管理表、既設基準点成果簿の写し

2部